

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国は、平成17年に「食育基本法」を制定し、食育の推進を国民運動として展開してきました。以来、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ることが広く求められ、全国各地で様々な取組が進められています。近年では、少子化や高齢化の進展、共働き家庭や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しており、食生活に関する課題も多様化しています。

さらに、気候変動や環境問題の深刻化を背景に、食の分野においても持続可能性が強く求められるようになってきました。SDGs(持続可能な開発目標)の観点からは、フードロスの削減、地産地消や地元農産物の活用、伝統的な食文化の継承などが重要な課題とされ、国や県の計画にも位置付けられています。

本市においては、令和3年に「第4次山梨市食育推進計画」を策定し、食育推進会議や関係団体と連携しながら、学校・保育園・幼稚園・認定こども園等における取組を進めてきました。地域ボランティアの協力を得た活動や、地域資源を活かした特色ある事業も展開され、市民の食育への関心は着実に高まってきています。しかしながら、依然として若年層の欠食や偏食、高齢者の低栄養やフレイル、孤食や栄養格差、生活習慣病の増加など、世代ごとに異なる課題が存在しています。また、災害時の食の確保や、デジタル技術を活用した新たな食育の展開も、今後の重要な視点となります。

このような社会的背景と課題を踏まえ、本市では「第4次山梨市食育推進計画」の期間終了を受け、国や県の計画の方向性と整合性を図りつつ、市民一人ひとりが心身ともに健全で、持続可能な食生活を実践できる環境づくりを目指して、「第5次山梨市食育推進計画」を策定します。

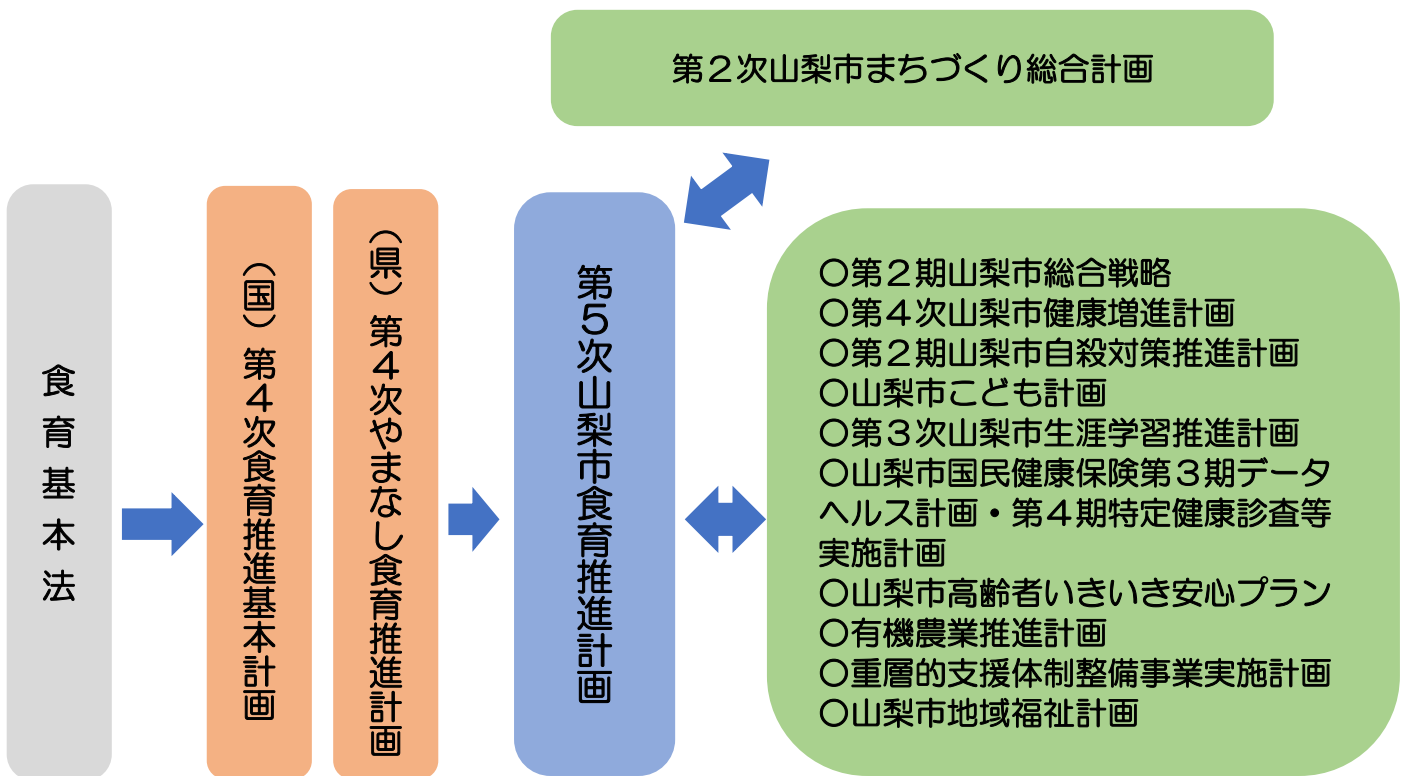
2 計画の位置づけ

(1)食育基本法に基づく計画

この計画は食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本市における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

(2)第4次やまなし食育推進計画や他の市計画等との関係

第4次やまなし食育推進計画や食育の推進に関連する他の市計画等との整合性も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。



3 計画の期間

第1次計画から第4次計画まで5カ年計画で進めてきましたが、県や国が策定する計画との整合性を図りつつ策定するために、本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までの6カ年間とします。次期計画は県や国が策定する計画の翌年に策定するとし、5カ年計画とします。また、社会経済情勢の変化などによって計画の変更が必要になった場合には、山梨市食育推進会議※の意見を聴いて、見直すこととします。

※山梨市食育推進会議とは

- ①山梨市食育推進会議は、委員25名以内で構成され、食育基本法の第18条に規定する市町村食育推進計画を作成し、その実施を推進します。
- ②市長の諮問に応じ、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進します。

4 計画の推進体制

推進体制として、市民、家庭、地域、各関係機関等がお互いに連携しながら本計画を推進します。

